

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月3日

千葉市人事委員会委員長 酒 井 正 利

千葉市人事委員会規則第1号

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

職員の初任給、昇格及び昇給等の基準に関する規則（平成3年千葉市人事委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第2条第13号中の「職員採用試験」の次に「及びこれに相当する正規の試験」を加える。

第14条第1項第1号中「「上級」」の次に「及び「経験者」」を加え、同号「取得した時以後の経験年数」の次に「（第5条第2項第3号の規定の適用を受ける者で人事委員会の定めるものにあつては、当該資格を取得した以後の経験年数のうち人事委員会の定める年数を超える経験年数）」を加える。

別表第2 イ 行政職給料表級別資格基準表（2）中

「

保 健 師 看 護 師 保 育 士 栄 養 士 歯科衛生士 介護福祉士	大 学 卒	16年			6
				0	6
	短 大 3 卒	15年			7
			0	1	8
	短 大 卒	14年			7
			0	2	9
	高 校 卒	12年		4.5	7
			0	4.5	11.5
	そ の 他	11年以下		6	7
			0	6	13

」を

「

保健師 看護師 保育士 栄養士 歯科衛生士 介護福祉士	大学卒	16年			6
				0	6
	短大3卒	15年		1	7
			0	1	8
	短大卒	14年		2	7
			0	2	9
保健師 (経験者)	大学卒	16年			
	短大3卒	15年			0

」に

改め、同表備考中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 本表の適用を受ける保健師（経験者）の経験年数については、人事委員会が別に定める。

別表第6 ウ 行政職給料表初任給基準表（3）初任給基準表中

「

看保 栄歯 介科 護衛 福生 社士 士士	短大3卒	行政職給料表1級27号給
	短大2卒	行政職給料表1級23号給
	高校卒	行政職給料表1級13号給
	その他	別に定める

」を

「

看保 栄歯 介科 護衛 福生 社士 士士	短大3卒	行政職給料表1級27号給
	短大2卒	行政職給料表1級23号給
	高校卒	行政職給料表1級13号給
	その他	別に定める

保健師（経験者）	大 学 卒 短 大 3 卒	行政職給料表 3 級 8 号 給
----------	------------------	------------------

」に
改め、同表備考中「第 1 項及び第 2 項」を「第 1 項から第 3 項まで」に改め
る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。